

産業廃棄物処理計画書

2023年6月30日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



提出者 茨城県つくば市倉掛八八三番地
住所 日本道路株式会社茨城営業所
氏名 所長 高尾 卓
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 029-860-3061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 茨城営業所
事業場の所在地	茨城県つくば市倉掛 883
計画期間	2023(令和5)年4月1日から 2024(令和6)年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	道路建設及び舗装工事
② 事業の規模	3,100,000千円
③ 従業員数	40名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙計画書参照

2023年6月30日
日本道路（株）茨城営業所

産業廃棄物処理計画書

1. 事業概要

(1) 一般事項

事業場名 : 日本道路(株)茨城営業所
 : 所長 高尾卓
所在地 : 茨城県つくば市倉掛 883
電話番号 : 029-860-3061

(2) 廃棄物の発生に関わる事項

道路建設工事に伴い発生するアスファルトコンクリート塊、コンクリート塊等の処分。

2. 計画期間

2023年4月1日～2024年3月31日

3. 産業廃棄物の一連の処理の工程、管理体制図

当社「建設副産物適正処理管理規則」に基づく管理組織図及び管理責任者名を添付図に示す。

4. 産業廃棄物の排出抑制に関する事項 (表-1)

2022年度実績

がれき類	3547.63 t
廃プラ	0.875 t
木くず	21.18 t
混廃	15.56 t
汚泥	18.7761 t

2023年度目標

がれき類 3,000t

建設廃棄物の発生抑制は、施工計画段階で十分検討し発注者、下請業者及び建設資材業者と打ち合わせを行い、確認を行った後施工にあたる。

5. 産業廃棄物の分別に関する事項

現場内で再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等、それぞれ処理・再生利用に応じた分別を行う。分別は以下の方法による。

1) 分別計画

- a) 作業に先立ち分別計画を作成し、下請業者や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図る。
- b) 処理施設の受入条件を十分に検討し、条件に応じた分別計画を立てる。
- c) 工事の進捗により排出される廃棄物が違うので、工程に見合った分別計画を立てる。
- d) 敷地の条件によって廃棄物の集積場所、方法を定め、集積場所までの運搬方法、搬出方法を具体的に決める。

2) 分別の表示

廃棄物の集積場所や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違えることなく分別できるようにする。

3) 容器による分別

がれき類以外の廃棄物は品目ごとに容器（小型ボックス、コンテナ等）を設けて分別し分別表示板を取り付ける。また、運搬時には分別したものが混合しないよう注意する。

4) 一般廃棄物の分別

現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞、雑誌等）は、直接工事から排出する廃棄物とは区分して処分する。

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類毎の再生利用に係る計画を立てる。

- ・アスファルトコンクリート塊

中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。

- ・コンクリート塊

中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。

- ・金属くず

種類毎に分別し、資源回収業者等に売却する。

- ・木くず

中間処理施設においてチップ化し、ボード原料や燃料、肥料等への転換を図る。

7. 産業廃棄物の処理に関する事項

廃棄物の委託処理にあたっては、廃棄物処理法の委託基準に則して行うこととし、保管にあたっては保管基準を遵守する。

8. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度 2022 年度実績

がれき類	3547.63t	再生利用業者への処理委託	3547.63t
廃プラ	0.875t	再生利用業者への処理委託	0.875t
木くず	21.18t	再生利用業者への処理委託	21.18t
混廃	15.56t	再生利用業者への処理委託	15.56t
汚泥	18.7761t	再生利用業者への処理委託	18.7761t

(これまでに実施した取組)

建設廃棄物の発生が見込まれる場合は施工計画段階で十分検討し発注者、下請業者及び建設資材業者と打ち合わせを行い、確認を行った後施工にあたり建設廃棄物の処理委託をする場合には、委託業者が適正に処理が出来るかを弊社建設副産物適正処理管理組織図に従い、確認する。

来年度 2023 年度目標

がれき類 3,000 t 再生利用業者への処理委託 3,000 t

(今後実施する予定の取組)

引き続き、建設廃棄物の発生が見込まれる場合は施工計画段階で十分検討し発注者、下請業者及び建設資材業者と打ち合わせを行い、確認を行った後施工にあたり建設廃棄物の処理委託をする場合には、委託業者が適正に処理が出来るかを弊社建設副産物適正処理管理組織図に従い確認し、優良認定処理業者との取引も検討する。

(表-1) 建設廃棄物の発生抑制策

施工計画	仮設計画の検討	<p>廃棄物分別・仮置きスペースの確保</p> <p>仮設舗装、コンクリート処理方法の検討</p>
	工法の検討	<p>工事種別毎の検討</p> <p>①舗装工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り壊しの方法 ・残アスファルトコンクリート、コンクリートの利用計画 <p>②附帯工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設コンクリート構造物の再利用の検討 (コンクリート縁石、U字溝等) ・残コンクリートの利用計画
施工	発生を抑制する体制の整備	<p>①廃棄物対策組織の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の明確化 ・場内パトロール実施 ・分別ルール等についての新規入場者教育の実施 <p>②廃棄物回収施設の設置</p>
	工法の採用・実施	<p>工事種別ごとの採用・実施</p> <p>①舗装工事</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 建設リサイクル法に規定する建設副産物を再資源化施設へ搬出 ・アスファルトコンクリート塊 ・コンクリート塊 ・建設発生木材 b) 残アスファルトコンクリート、コンクリートの利用 <p>②附帯工事</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 既設コンクリート構造物・製品の再利用 b) 分別の徹底 c) 残コンクリートの利用

2023年度 茨城営業所 建設副産物適正処理管理組織図

